

～ 医事経営課からの ミニミニ情報 ～

栄養に関する診療報酬について

○ 栄養サポートチーム加算（週1回） **200点**

当院では、
平均約50件／月
算定しています！

栄養障害の状態にある患者や栄養管理をしなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者に対し、患者の生活の質の向上、原疾患の治癒促進及び感染症等の合併症予防等を目的として、栄養管理に係る専門的知識を有した多職種からなるチームが、診療することを評価したものの。

○ 歯科医師連携加算 **50点**

当院では、
平均約20件／月
算定しています！

栄養サポートチームに歯科医師が参加し、栄養サポートチームとしての診療に従事した場合に、加算する。

○ 摂食機能療法（1日につき）

30分以上の場合 **185点**
30分未満の場合 **130点**



摂食機能障害を有する患者に対して、個々の患者の症状に対応した診療計画書に基づき、医師又は歯科医師若しくは医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士又は作業療法士が1回につき30分以上訓練指導を行った場合に限り算定する。